

児童手当等封入総合等業務委託提案に係る評価基準

評価項目	評価のポイント	配点				
提案に対する評価	個人情報保護に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務への具体的な取組について記載されていること ・番号制度への対応について考慮されており、従事者に対するセキュリティ教育が徹底される提案であること 	10			
	業務実施体制 (管理体制・配置人員のスキル等について)	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者、特に管理責任者の人選方法や配置予定人員の保有資格について具体的に明記されていること ・業務管理体制について、具体的に体制図が明記されていること 	10			
	業務運営体制 (人員配置計画・研修計画等について)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置体制について、繁忙期を含めた人員配置対策・スケジュール等が明記されていること ・作成するマニュアルの種類・内容が具体的に記載されていること ・従事者に対する研修の具体的な内容（方法・時間・回数）が記載されていること 	10			
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の管理責任者と委託者との連絡体制、管理責任者急病等の場合の交代人員の配置、業務引継対応等について記載されていること 	10			
	提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務をより効果的・効率的に実施できる提案について、分かりやすく記載すること <p>ただし、追加提案については見積もりに含めること</p>	10			
ヒアリングの評価	理解度・専門技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の要望等を理解できているか。 ・本業務と同種・類似した業務の実績がどの程度あるか。 ・本業務に適した技術力を有しているか。 	15			
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は具体的で実現性があるか。 ・提案内容に対して見積金額は適切か。 	10			
その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	<p>企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1項目取得…1点</td> </tr> <tr> <td>2～3項目取得…3点</td> </tr> <tr> <td>4項目以上取得…5点</td> </tr> </table> <p>(対象となる認証等)</p> <p>(1)浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定 (3)浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4)健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5)浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6)浜松市企業のCSR活動表彰（注1）</p>	1項目取得…1点	2～3項目取得…3点	4項目以上取得…5点	5
1項目取得…1点						
2～3項目取得…3点						
4項目以上取得…5点						
合計		100				

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は800点とする。（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員8人）
- 3 各評価委員の採点の合計点600点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1)評価項目「個人情報保護に関する取組」の点数が高い者を上位とする。
 - (2)(1)も同点の場合は、評価項目「理解度・専門技術力」が高い者を上位とする。